

学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合 の子ども相談センターへの通告判断基準

児童虐待の発見と対応

【緊急性が高い場合】

※以下の項目に当てはまる場合は、直ちに子ども相談センター（必要に応じて警察あるいは医療機関）へ通告してください。

虐待の種別	状 況
	<input type="checkbox"/> 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している ・子どもが帰宅を拒否する
身体的虐待	<input type="checkbox"/> 頭部や顔面、腹部に理由の不明確なあざや傷がある <input type="checkbox"/> 慢性的にあざや火傷（たばこや線香、熱湯など）が見られる
心理的虐待	<input type="checkbox"/> 家庭訪問で子どもの声が聞けなかったり面会できなかったりするなど、子どもの存在を確認できない ・家から出さず長時間安全確認できない ・保護者が子どもの登校を禁止する ・理由不明又は連絡のない欠席が7日以上続く（不登校等による欠席で家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。） ・欠席の理由に不自然なところがある <input type="checkbox"/> 子どもに心中や自殺を強要・教唆するまたは保護者自身が心中等を仄めかしている
性的虐待 (注) 子どもの負担軽減のため、被害状況について聞きすぎることがないように注意してください。	<input type="checkbox"/> 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる ・妊娠、性感染症罹患 ・性的行為を強要する ・着衣の上からプライベートゾーンを触る、触らせる、性器を見せる ・性交やアダルトビデオを子どもに見せる、配慮せず鑑賞する
医療ネグレクト	<input type="checkbox"/> 保護者が子どもにとって必要な医療措置をとらない（必要な薬を与えない、高熱の子どもを家に放置している）
身体的虐待・性的虐待・ネグレクト	<input type="checkbox"/> 子どもの身体や健康状態に重大な被害が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

本基準は、児童虐待防止の手引き「子どもの笑顔を守りたい～児童虐待の早期発見・早期対応のために学校は何をすべきか～」(平成25年5月岐阜県教育委員会通知)の一部(P12)を改正したものととなります。